

議案第 5 2 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 6 月 5 日 提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 三田市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

付則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例第1条の規定による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。